就職に伴い必要となる 新生活に必要な車両購入、引越し費用、住宅費などにご利用できます

糸魚川市ふるさと就職資金貸付制度

○対象となる方

次のすべてに該当する方

- ・新卒就職者またはUIターン者で、市内に住所を有し、今後、定住が見込める方
- ・市内に本社のある事業所または市内にある事業所へ就職された方
- ・卒業または転入の日から1年以内に就職した方 ※申請は1人につき1回で、申請期間は、<u>就職前2か月から就職後6か月までの間</u>です。
- ・市税の滞納がない方

○借入れの申し込み方法

- ①まずは下記の取扱金融機関とご相談ください。
- ②金融機関との相談後、適格証交付申請書を市役所商工観光課へ提出してください。 ※能生事務所または青海事務所でも受理できますが、審査は市役所で行います。
- ③審査後、ご自宅へ「貸付適格証」を発行・郵送します。
- ④「貸付適格証」を持参し、金融機関で融資の手続きを行ってください。

第四北越銀行 大光銀行 富山第一銀行 糸魚川信用組合 上越信用金庫 新井信用金庫 えちご上越農業協同組合 新潟県労働金庫 東日本信用漁業協同組合連合会

○貸付の条件

対 象 者	貸 付 額	貸付利率	貸付期間
新卒就職者、単身UIターン就職者	200万円以内	年利 1.35%	5年以内
家族UIターン就職者	400万円以内		

- ※担保・保証人等その他貸付条件は取扱金融機関の定めるところによります。
- ※資金借入後、市外転出等適格者の要件を欠くに至ったときは、 貸付金の残額を繰上償還していただきます。

実質、 無利子に!

借入の手続きが完了した方には 全利息分の補助「お祝い補給金」があります! ^{例えば・・・}

200万円を5年返済で借入れした場合の全利息分(約7万円)を「お祝い補給金」として市が交付します。

お祝い補給金の交付には別途交付申請が必要です。

お問合せ先 糸魚川市産業部 商工観光課企業支援係 TEL 025-552-1511 Mail kigyo@city.itoigawa.lg.jp